

地方自治体における防災行政のあり方 及び防災対策の方策に関する調査

—その2 川崎市をモデルとして—

概要版

2009(平成21)年3月

中村八郎 & 都市防災研究会

目次

0	調査の目的と位置づけ	2
1	防災対策の根拠に係る現状	3
2	防災対策の現状に関する調査	4
3	防災対策の方針の検討	6
4	政策的な提言	10

0 調査の目的と位置づけ

(1) 調査の目的

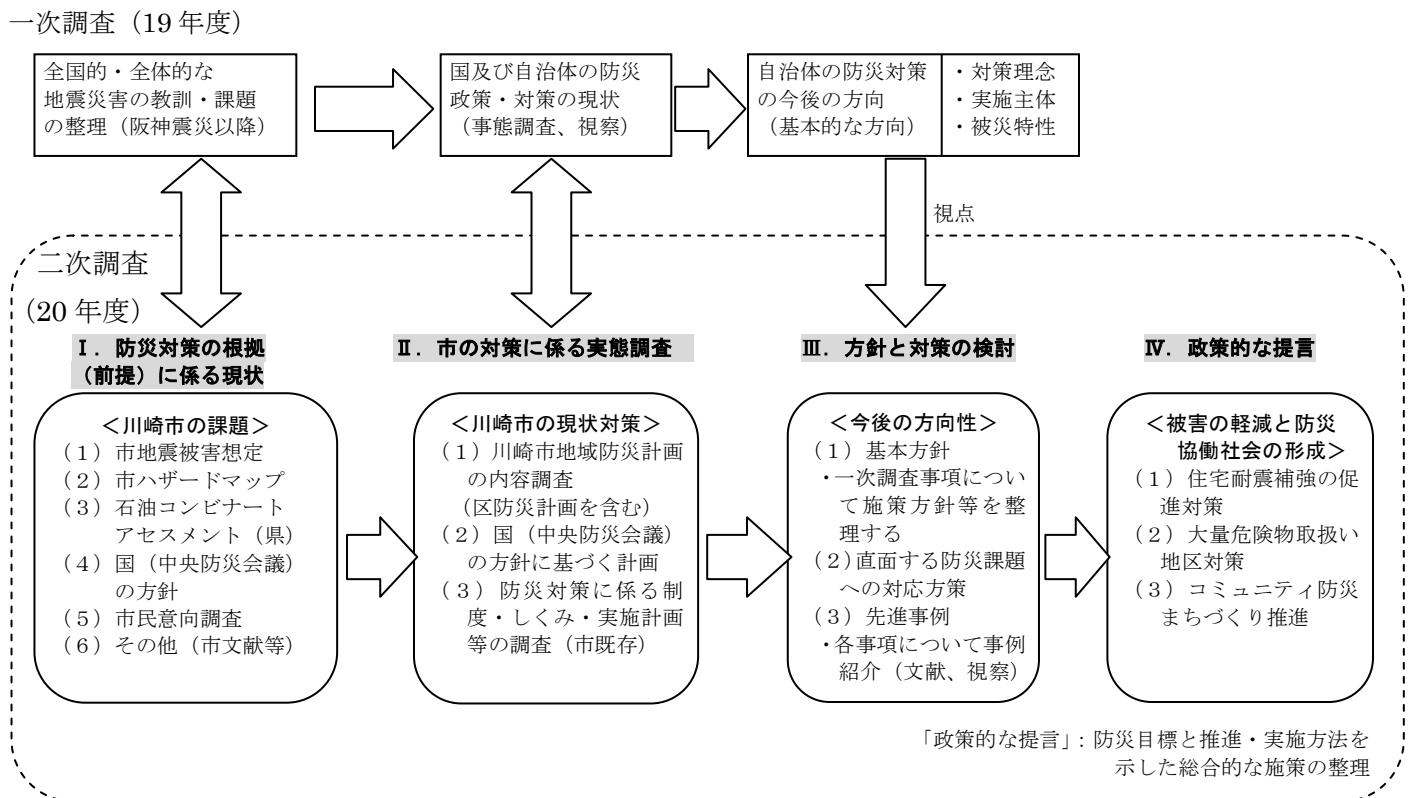
本調査は、川崎市をモデル都市として、大都市（直下型地震その他の地震発生が想定されている）が抱えるさまざまな防災課題について、如何なる方向性をもって対策を講じていくことが、地域社会あるいは市民にとって被害の軽減を図る上で効果的かを具体的に検討することを目的として行ったものである。

なお、本調査は、昨年（平成19年度）実施した「地方自治体における防災行政のあり方及び防災対策の方策に関する調査（その1）」を基礎として、防災対策の方向性を具体的に調査・検討した一連の調査である。

(2) 調査の全体構成

昨年度は、自治体防災の基礎となる防災課題の整理、現状における防災対策の（水準の）把握、そして自治体防災対策のあり方（方向性）について調査し、整理・提案を行った。そこで、今年度は、川崎市における防災対策の現状把握、防災対策上の重要課題の明確化及びこれらに関する対策の方向性の提示、そして、特に重要と考えられる地域社会における防災力向上に関する総合的・具体的な方策の提言している。

調査（平成20年度）の全体構成



1 防災対策の根拠に係る現状

川崎市が防災対策（特に地震防災対策）を講じる上で、前提となる諸要件や条件がさまざまある中で、明確にしておく必要がある最小限の事項として、①市および県による地震被害想定結果、②市及び県等による各種ハザードマップ、③石油コンビナート地区における被害想定、④国の（首都直下型地震に対応した）地震防災戦略等、⑤市による市民の防災意向調査結果、⑥その他、などについて整理を行った。

防災対策の基礎的要件の調査結果

防災対策の基礎的要件		主な結果と特徴
地震被害想定	川崎市 (昭和62年度及び平成8年度)	○南関東地震(M7.9)とプレート間地震(M7.0)の被害量がほぼ同様であり、木造建物全壊数は5~7千棟、焼失棟数は3~5万棟ある。 ○今後、阪神淡路大震災で問題となった電気火災、自力脱出困難者、中高層住宅における設備等の被災状況、帰宅困難者や地下街における被災状況について検討する必要がある。
	神奈川県 (平成9~10年度)	○川崎市では、南関東地震と神奈川県東部地震がほぼ同様の被害状況を示している。 ○阪神淡路大震災の教訓から、家具の倒壊、エレベータの運行停止等による要救出箇所数の推計、帰宅困難者、災害対策本部、消防署、警察署、病院、県土木事務所等の「重要施設」の機能障害について検討している。また、シナリオ型被害想定も取り組んでいる。
ハザードマップ	多摩川洪水避難地図 (川崎市 平成16年6月公表)	○浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等が掲載され避難の際に有効。 ○避難経路上の危険性は不明。
	鶴見川洪水避難地図 (川崎市 平成16年10月公表)	○浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等が掲載され避難の際に有効。 ○避難経路上の危険性は不明。
	浸水実績図 (川崎市 平成20年6月公表)	○過去10年間の内水氾濫の箇所を示した。 ○ホームページ版では位置や周辺状況が確認しやすいが、浸水の原因や浸水深などが不明。
	ゆれやすさマップ (川崎市 平成19年12月公表)	○地盤の揺れやすさを示した。 ○居住地が特定しにくく、建物への影響が不明であり、理解しにくい。
	土砂災害警戒区域等区域マップ (神奈川県 平成17年12月公表)	○川崎市では未だ作成されていない。 ○指定後は、避難対策を検討する必要がある。
	土砂災害記録マップ (神奈川県 平成17年3月公表)	○過去の土砂災害発生場所を掲載。 ○自宅の周囲まで確認が可能だが、災害の規模、被害状況、対応策等が不明であり、現状の危険状況が分からない。
	土砂災害危険箇所マップ (神奈川県 平成16年7月公表)	○土石流、地すべり、がけ崩れの危険箇所を掲載。 ○土砂災害発生時の影響範囲は不明。指摘された箇所以外でも危険性がある。
石油コンビナート防災アセスメント (神奈川県 平成19年3月公表)	○京浜臨海地区(石油コンビナート地区)について、平常時及び地震時の被害想定を行った。 ○平常時の災害発生危険度は低いが、地震時における大規模災害発生時の危険性を示している。また、長周期地震動による災害発生も指摘されている。	
コンビナート地区の液状化と護岸・地盤の水平移動 (早稲田大学 平成15年3月公表)	○地震に伴う地盤の液状化及び護岸の移動等について検討した。 ○地盤の不同沈下、液状化により施設への被害影響が予想される。また、水江地区及び千鳥地区の一部では、護岸及び地盤の水平移動により危険物災害が予想される。	
地震防災戦略 (中央防災会議 平成18年4月同会議決定)	○被害の軽減を数値目標として明確にし、必要かつ重要な施策を重点的に推進する戦略的計画。 ○国が大枠の目標値を設定し、各自治体が共通の認識の下に防災対策を推進するという、公共の役割を明確にしている。 ○「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月)と連携して改正が行われ、地方公共団体に対する建築物の「耐震改修促進計画」作成が促されることになった。	
緊急に改善すべき密集市街地及び耐震改修推進地区 (川崎市)	○住環境を改善する上で防災課題を積極的に捉え、より総合的な視点から住環境整備を図るものである。 ○延焼危険度の高い地区は「緊急に改善すべき密集市街地」として抽出された地区のみではなく、被害想定結果では川崎区、幸区、中原区、多摩区、麻生区などが指摘されている。 ○「耐震改修推進地区」は、既に木造住宅耐震改修助成事業等が実施されており、特に推進地区とする意味合いが不明である。	
川崎市市民意識実態調査(2004、2005) かわさき市民アンケート(2006、2007)	○災害時の安全性に関する生活満足度では、多摩区、麻生区、宮前区では平均40~50%であり、川崎区、幸区、中原区では平均30~40%と西部地域ほど高くなっている。	

2 防災対策の現状に関する調査

川崎市の主要な対策事項について実行性、実績、進捗状況などを調査し防災課題を抽出した。

川崎市地域防災計画

(目的)

川崎市防災会議が作成する計画であって、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市並びに市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としている。

震災対策編、風水害編、都市災害編から構成されており、各区においても震災、風水害を対象として策定されている。

(課題)

①減災目標に基づく防災計画 ②市街地延焼火災対策の推進 ③軟弱地盤や盛土造成地における防災対策の推進 ④家具転倒防止・ガラス飛散防止等の推進 ⑤地域特性を捉えた自主防災組織の育成 ⑥地域の活動を街の改善に反映する仕組みづくり ⑦地域と協働した災害時要援護者の避難支援体制づくり ⑧地域、学校、行政が協働する避難所運営マニュアルの作成 ⑨地域防災拠点における運営体制の確立 ⑩災害時における市の活動部・班の「行動マニュアル」の作成 ⑪川崎駅等主要ターミナル駅地区における混乱防止対策の推進 ⑫災害復興マニュアルの整備

川崎市の耐震化計画—川崎市耐震改修促進計画—

(目的)

地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、旧耐震設計基準に基づき建築され、現行の建築基準法に規定されている新耐震設計基準を満足していない既存不適格建築物について、耐震性の向上を図ることを目的としている。

(課題)

①正確な建築実態からの状況把握 ②昭和 57 年以降に建築された住宅についても耐震性の評価が必要 ③違法建築物の耐震化の検討 ④木造住宅の耐震化を基本とすべき ⑤木造住宅耐震促進のために診断結果の追跡調査及び制度等の見直し ⑥耐震改修を主目的とした事業の推進

地震防災施設の整備—地震防災緊急事業五箇年計画—

(目的)

阪神・淡路大震災では、直接被害そのものの抑制が課題となり、震災直後に地震防災対策特別措置法が制定（平成 7 年 6 月）された。これは、同法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、各種防災関係施設について緊急に耐震性の強化をはじめ、整備充実を図ることを目的としている。

現在は、第 3 期（18～22 年度）五箇年計画を推進する時期に至っている。

(課題)

①避難地（広域避難地、一次避難地、避難路）、緊急輸送関連施設（輸送路、輸送ヘリポート、輸送港湾）、共同溝等、備蓄倉庫・備蓄品などの整備が必要。 ②防災上重要な施設の耐震化は、非常に進んでいる。今後は、市営住宅の耐震化対策、医療機関の耐震化・ヘリポート等の整備が課題。 ③丘陵地域の急傾斜地崩壊危険箇所や盛土造成地への対策が課題。



木造密集市街地の対策

(目的)

川崎市では、阪神・淡路大震災の教訓から、老朽住宅密集市街地の整備を図ることを目的として「緊急に改善すべき密集市街地」のうち「重点密集市街地」(小田 2、3 丁目、幸町 3 丁目の 3 地区)について 2005 年から整備に取り組んでいる。

(課題)

①事業推進のための施策は用意されているが、建替促進の実績は未だない。②住民の主体的な活動を引き出す必要がある。③重点地区以外の地区における対策が必要。

急傾斜地崩壊危険箇所(土砂災害警戒区域等)に係る防災対策

(目的)

急傾斜地の防災対策として、法指定に基づく整備事業があるが、未整備となっている急傾斜地崩壊危険箇所は平成 20 年時点で 421 箇所存在している。一方、危険箇所における情報提供や避難誘導等を目的とした土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が準備されている。

(課題)

①応急的なソフト対策ではあるが、土砂災害警戒区域等の指定を促進する必要がある。②急傾斜地崩壊危険区域の指定は権利者の発意によるところがあり、制度上の問題を検討する必要がある。③急傾斜地危険箇所について市と住民が協力して防災対策を推進する必要がある。

造成宅地防災区域に係る防災対策

(目的)

宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のために「宅地造成工事規制区域」を指定し、区域内において必要な規制(許可、指導・監督)を行うこと、及び造成された宅地等の安全性を確保するため、「造成宅地防災区域」を指定し、その区域における災害の防止のための措置(よう壁設置等の勧告、命令)並びに保安上危険な建築物の居住者等に対する貸付金の措置を講じる。

(課題)

①「造成宅地防災区域」の指定は、宅地造成工事規制区域内について除外されており制度上の課題がある。②「造成宅地防災区域」を指定する場合、ボーリングや測量等の調査や居住者との調整があり多大な困難が予想される。③「宅地造成工事規制区域」の内外を問わず、“防災まちづくり”という枠組みの中で、応急及び恒久的な対策を、地域事情を反映させて取り組むことが必要。

石油コンビナート地区における防災対策—神奈川県石油コンビナート等防災計画

(目的)

石油コンビナート地区における防災対策は、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」によって策定されており、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止等を県、関係市、特定地方行政機関等が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画であるとしている。

(課題)

①災害時の避難計画について実行性と安全性の課題が残る。②住民の避難計画について十分な周知と訓練等が必要。③臨海部関係者の避難経路と避難場所の確保が必要。

※本調査では、上記の他「中高層住宅の防災対策」、「鉄道結節駅周辺地区等の防災対策」について課題を整理した。また、本章で取りあげなかった川崎市の災害対策にかかる制度、マニュアル、事業等について概況の把握及び事業の進捗状況等を整理した。

3 防災対策の方針の検討

3-1 基本的な方針

(1) 防災対策の基本的な考え方

現状における災害危険等を考慮した場合の自治体防災計画の基本的な分野として、災害の未然防止対策の推進、発災時（緊急事態時）の対応体制の整備、災害後の復興に関する事前の準備、の3点が指摘できる。そして、防災対策を実施する上での共通する基礎的な課題として、地域社会の安全管理に関する「防災対策における総合的な施策の展開」及び「地域社会における社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の形成」の2点が重要な要件になるものと考えられる。なお、詳しくは本調査「その1」を参照されたい。

(2) 地域社会(コミュニティ)における「防災まちづくり」の推進

地域社会においては、コミュニティ自らが安全・安心のまちづくり（防災まちづくり）活動に取り組む必要がある。防災まちづくりは、地域的公益性を安全の視点から追求する活動といえるが、その目的は、組織的なコミュニティ活動を通じて地区環境の安全改善により危険度の軽減を図ること、住民の協力・共同体制を整備して防災活動力を向上させることである。自治体はこうしたコミュニティ活動の醸成と発展に支援する必要がある。

(3) 大規模災害発生時における自治体の緊急対応

大規模な災害が発生した場合、自治体は災害対策本部を設置して対応することになる。しかし、阪神・淡路大震災で顕在化したように、非常時体制（臨時の業務体制）は従来必ずしも効果的に機能してこなかった。その後マニュアルの整備などによる「改善」が行われているが、膨大な被害量（防災需要）に対処できる体制整備に関しては基本的に困難な状況にある。こうした発災直後の緊急対応体制に関しては「緊急事態向けの危機管理体制」として特別に整備することが必要である。

(4) 災害復興対策と自治体の事前準備(災害復興の要点)

被災後、災害復興を円滑に推進するための要点は、『(防災) まちづくり、生活再建、地場産業の再建』の3分野を如何に関連させ、統合的に進めるかに懸かっている（三位一体の復興計画の作成）。そうした3分野を統合した復興計画を作成し円滑な推進を可能にする要件は、それぞれの分野における日常的な取り組みである。



3-2 川崎市が直面する防災課題への対応方策

(1)総合的な防災対策のあり方

地域防災計画の方針

(考え方)

本市の被害想定結果を踏まえて減災目標を明らかにするとともに、予防計画ではそれを実施するために実行性のある事業計画及び推進体制を構築することが必要である。また、災害発生時に備えて、活動部・班における行動マニュアル等の事前準備や訓練等を重ね、周知することが必要である。

【方針】

①被害想定に基づく減災目標の設定、②実行性のある予防計画の立案、③市街地延焼火災の防止対策、④地盤災害の防止対策⑤家具転倒防止等の推進、⑥地域特性を捉えた自主防災組織の育成、⑦地域活動を街の改善に反映する仕組みづくり、⑧地域、学校、行政が協働する避難所運営マニュアルの作成、⑨川崎駅等ターミナル駅地区における混乱防止対策の推進、⑩災害復興マニュアルの整備、⑪各区における地域防災対策の推進

地震被害想定の方針

(考え方)

地震被害想定は、市や市民等が防災対策を推進するために行われるべきものである。このため、防災対策を実施する根拠となるよう分かりやすく示されることが望まれる。

【方針】

①阪神・淡路大震災以降の震災等により明らかになった手法を加えた被害想定を実施する。
ア 長周期地震の影響 イ 電気火災、自力脱出困難者の推計、大規模盛土造成地の被害、災害時要援護者の人的被害等、ウ 要因別人的被害率の推計 エ 駅ターミナル地区の人的被害の推計 オ コンビナート被害に伴う市街地への影響
②地域の防災活動を支援する被害想定を実施する。

各種のハザードマップの方向性

(考え方)

ハザードマップを第一に災害危険の認識性、第二に災害を防止する事前対策性、第三に、災害発生時において早期避難を促し、人命の確保を図る事後対策立案性から評価することができる。

【方針】

①公表する目的と作成されたマップとの整合性を図る。
②関連情報を市民が入手できるしくみが必要。インターネットも解決策の一つ。
③同一種のハザードマップは統合、または比較検討できるように公表する。

(2)特定市街地の危険性に配慮した防災対策のあり方

急傾斜地住宅地の防災対策の方針

(考え方)

斜面緑地の開発規制、保全、「地域社会の協働街づくり」としての個別改善、当面の措置として避難対策等の応急対策の強化が重要。

【方針】

①長期的視野から土地利用の転換を図る。
②危険崖について改善要請、工事費用の支援制度。
③行政と地区が協働する防災まちづくりの推進。
④避難対策等応急対策の推進

大規模な盛土造成住宅地の防災対策の方針

(考え方)

宅地造成工事規制区域の内外を問わず、独自に対策を講じていく制度的な整備が必要。

【方針】

①残された斜面樹林地については出来るだけ公有地化を推進。
②「工事規制区域」内で防災工事ができるよう対策を講じる。
③集団移転や公園緑化などの土地利用変更も検討対象とする。
④避難対策等応急対策の推進

木造密集市街地における防災対策の方針	
【考え方】 木造密集市街地では、道路・公園などの公共施設の確保、狭小住宅等の共同化等により土地利用を効率的にすることが基本となるが、行政と住民間の調整に困難な面が多い。そのため、地域の実情を踏まえた対策を積み上げて改善していく方法が現実的である。	【方針】 ①住民と行政の「協働の防災まちづくり」を推進する制度整備が必要。 ②街並み 構造の防災的改善では、私的な所有・管理施設についても公益性を考慮した公的支援を促進すべきである。 ③防災体制や応急面の防災性を向上させる必要がある。 ④消防水利や防災資機材等の防災施設を整備する。
重点密集住宅地区における「密集住宅市街地整備促進事業」の促進	
【考え方】 市街地火災対策には、密集市街地の耐災化の改善と共に、応急的な体制を充実・強化することが欠かせない。特に後者に関しては、市民が利用できる消防水利や消防機材の充実が重要となると同時に、住民の組織的な消火態勢の形成・強化が欠かせない。	【方針】 ①地区住民による自主的なまちづくり組織の結成と活動支援。 ②「安全安心に生活できる」地区の将来像を住民組織の中で位置づける必要ある。 ③「密集住宅市街地整備促進事業」だけではなく、地域環境を改善する諸事業を推進する。 ④まちづくり組織が災害時にも対応できるよう支援する。
高層集合住宅の防災対策の方針	
【考え方】 高層集合住宅では、防災対策上の不利な条件が多く潜在しており、建物の造られ方や管理主体の違いによって居住者への影響や対策が異なる。	【方針】 ①住棟の耐震診断及び耐震改修を推進する。 ②住棟内で人的被害を軽減するため、家具等の転倒防止策を推進する。 ③供給処理施設被害と「高層難民」対策の推進。 ④エレベータへの閉じ込め防止と早期の機能回復の検討。 ⑤災害発生時の防災行動のルール作成とマニュアル化。
川崎駅周辺地区等の防災対策の方針	
【考え方】 大規模地震時の鉄道麻痺は長期に及ぶことが予測されることから、帰宅行動を支援する体制を整えることが望ましい。その上で、真に帰宅が困難な人々について所属組織、鉄道会社、行政などが最善の支援策を講じることが基本とされるべきである。	【方針】 ①事業所・学校等では、原則、事業所・学校等内で待機させることが望まれ、そのため食糧・生活物資等を整備する。 ②駅及び周辺地区では、適切な情報提供と避難誘導、宿泊施設の確保、また徒歩帰宅者への帰宅支援等が必要である。 ③帰宅困難者の発生に備えて、駅周辺地区の関係者で構成する帰宅困難者支援連絡協議会による事前準備が欠かせない。 ④JR川崎駅では、モデル的に災害時の計画作成を進める必要がある。
石油コンビナート地区と隣接市街地の防災対策の方針	
【考え方】 市街地側に影響を及ぼす危険物火災や有毒ガスの流出危険を踏まえ、従業員及び地域住民の避難計画を作成する必要がある。	【方針】 ①市街地に近い臨海部の大量危険物施設の立地は、将来的には危険物施設を移転など土地利用の転換を図る。 ②隣接市街地における早期情報の提供と避難勧告・指示、安全な避難計画の策定、訓練等による習熟を図る。 ③コンビナート地区関係者の避難を考慮した避難計画の策定

(3)全市的及び個別的な防災対策のあり方

地震防災施設の整備の方針

(考え方)

災害の発生を未然に防ぐ予防対策と同時に、災害発生時の応急対策を迅速に実施し被害の拡大を防ぐことが重要である。このため、「地震防災施設」における整備の遅れた分野について計画的に推進することが必要である。

【方針】

- ①広域避難場所、一時避難場所、滞留地区等の検討。
- ②緊急輸送関連施設の整備について、市域の形状や地盤状況による道路障害等を考慮した応急復旧体制が必要。
- ③民間病院も含めた医療機関の耐震化、臨時ヘリポートの確保を図る。
- ④地域防災センターの機能に見合う施設の充実、必要物資の備蓄、活動体制の整備が必要。

建築物の「耐震改修促進」の方針

(考え方)

耐震性に欠ける木造住宅の耐震改修を将来にわたり着実に担保できる社会システムを整備することが必要である。このため、自治体による市民の意識改革、費用面での公的支援、事業者の信頼性の確保、需要を掘り起こす仕組みが必要。

【方針】

- ①老朽化による耐震性劣化を考慮する。
- ②木賃アパートの改修助成の改善
- ③事業者の信頼性を確保するために、耐震改修技術に関する講習会の開設、技術修得した施工者を市の認定資格者として市民に紹介する必要がある。
- ④広報、相談窓口の設置、講習会等をつうじて市民意識の改革を図る。

地域社会における防災まちづくりの方針

(考え方)

全ての地域で地区特性に合わせた“協働の防災（安全安心）まちづくり”を地域住民、事業所、行政の連携を通じて推進することにより、地区空間（諸施設）の耐災性の向上、日常の安全管理規範の育成、災害時の相互扶助体制の醸成を図り、地域防災力を総合的に進める必要がある。

【方針】

- ①市は、学習プログラムの整備・提供し、防災まちづくり率先市民を醸成する。
- ②地域は、地域活動のための自主財源を確保する。
- ③民主的まちづくり組織の形成等合意形成システムが必要。
- ④地区と自治体が協働まちづくりを推進する制度整備が必要。
- ⑤自治体の役割として、生活基盤公共施設の整備基準と私有施設整備への支援制度を充実する必要がある。

災害時の要援護者対策の方針

(考え方)

自治体は（さまざまな環境で生活している）在宅の要援護者の対策を中心に対応計画を作成する必要がある。

【方針】

- ①市は、対象範囲の概念を整理し、支援の優先度及び基本的な方策を示す。
- ②災害時要援護者の支援活動の全体像を整理する。
- ③地域団体との連携と支援事項の整理。
- ④避難支援、在宅及び避難所における生活支援の実施。
- ⑤事前対策の推進による災害時要援護者需要の低減。

災害時の応急活動体制の充実・強化

(考え方)

発生した時間帯に応じて初動期から迅速に対応できるよう緊急時の行動計画を作成し、訓練を通して検証する必要がある。

【方針】

- ①市役所各活動部・班における「災害時行動マニュアル」の作成を推進する。
- ②各区における応急活動体制の強化
- ③地域防災拠点における運営体制の確立

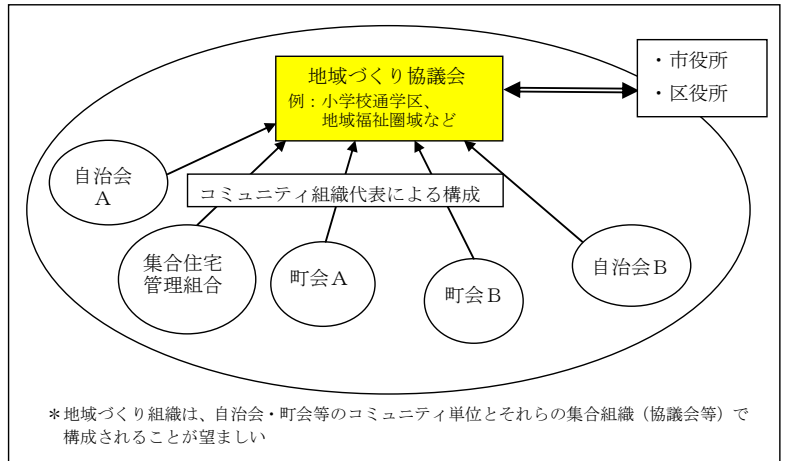
4 政策的な提言—地域社会における連携・協働のまちづくり—

理 念

「地域社会における災害被害の軽減(減災)と安全安心協働社会の形成」

市民の地域への関与と行政・事業所との連携と協働を通じて地域防災を推進すること重要となる。

地域社会の生活課題について市民が組織的な主体を形成することが不可欠であり、コミュニティを基礎とした地区規模の団体とより大きな地域意志を実現できる地域規模の団体（連合組織、協議会等）による2層（地区・地域）構造により構成されることが望ましい。

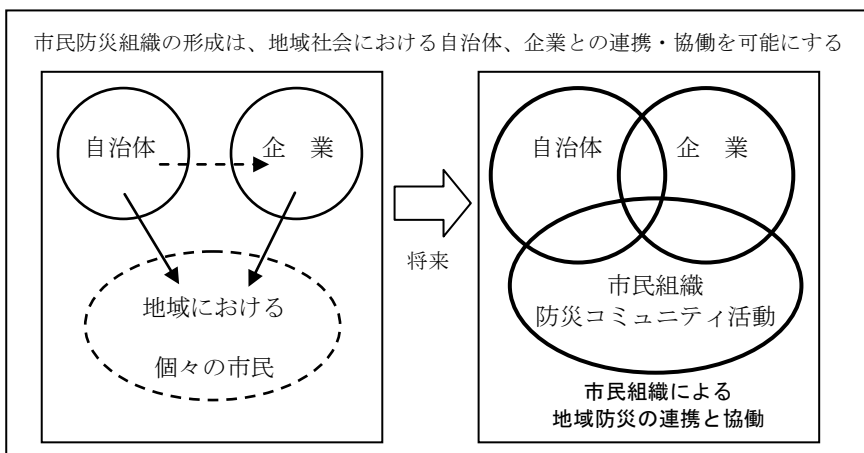


地域社会における災害被害を軽減するための重要事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1)地盤に係る安全対策の推進 | (5)市民防災活動用の防災施設の充実 |
| (2)住宅耐震補強対策等住まいの安全化促進 | (6)室内の安全化対策の推進 |
| (3)木造密集市街地の防災まちづくり | (7)市民防災活動態勢の整備・充実 |
| (4)様々な生活関連施設の改善・安全管理 | |

地域社会における協働の活動体制づくり

(1) 市と協働できる地域体制(防災まちづくりの推進組織)の形成



- ①地域団体による「防災コミュニティ活動」を制度化する。
- ②区役所等において総合担当窓口を設置する。
- ③地域活動の「率先市民」を醸成する事業を開始する。
- ④地域社会における環境の改善及び防災活動体制づくりを支援する。

(2) 区の地域防災計画を市民(各協議会)の参加によって作成する

- ①市域全体の防災計画と共に、各区の防災計画において地域性を反映した実際的な内容の計画にする。
- ②区版の地域防災計画の作成は、防災市民団体の参画を得て策定することが重要である。

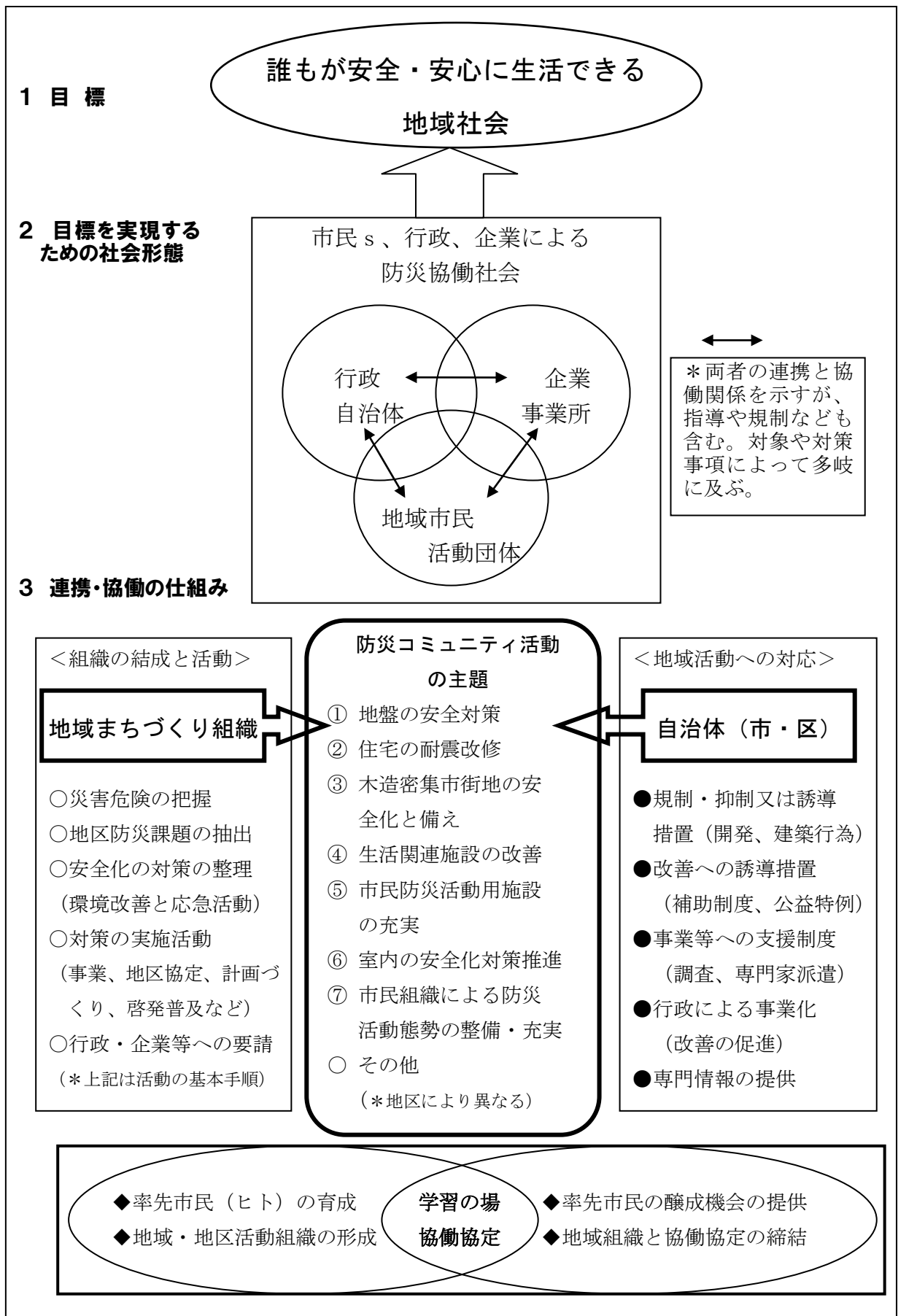


図 「地域社会にける連携・協働の防災まちづくり」の構成

概要版について

この概要版は、「地方自治体における防災行政のあり方及び防災対策の方策に関する調査」－その2 川崎をモデルとして－の要約である。調査は平成21年3月に日本共産党川崎市議会議員団から中村が調査依頼を受けて実施したものである。内容は中村の責任の下にまとめたが、災害教訓と防災課題の検討及び視察調査等は「都市防災研究会」を設けて行った。

「地方自治体における防災行政のあり方及び防災対策の方策に関する調査」

－その2 川崎市をモデルとして－ 概要版

発 行	中村 八郎
発 行 日	2009（平成21）年3月
企画編集・製作	中村八郎&都市防災研究会

